

総 情 域 第 4 6 号
平成 2 9 年 5 月 1 日

自主放送を行う登録有線一般放送事業者 各位

総務省情報流通行政局
衛星・地域放送課
地域放送推進室

Jアラート及びLアラートによる国民保護情報の適正な取扱いについて

平素は、情報通信行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、一部の有線一般放送事業者が、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）により訓練モードで配信された弾道ミサイルに関する情報をLアラート経由で受信した際、当該情報をLアラートの情報発信および受信に関する細則（一般財団法人マルチメディア振興センター制定）に反して放送する、又は訓練であると認識しがたい内容で放送する事案が発生しました。原因は、Jアラート及びLアラートの運用に関する認識やLアラートに接続するシステムの設定が十分でなかったことにありました。

弾道ミサイル情報等の国民保護情報は、国民に対する影響の大きい情報であり、正確かつ迅速な情報発信が求められます。Jアラート及びLアラートの情報の多元的な伝達を図る上で、有線一般放送は大きな役割を果たすことから、有線一般放送事業者各位におかれては、Jアラート及びLアラートの情報伝達に積極的に取り組んでいただくとともに、改めてJアラート及びLアラートの運用やシステムを確認いただき、国民保護情報の取扱いには留意していただきますようお願いいたします。（別紙参照）

1. 事案の概要

平成29年3月、弾道ミサイルの発射を想定した住民避難訓練が行われた際、Jアラートにより訓練モードで配信された国民保護情報(即時音声合成情報)を、

- ① Lアラート及び一部の有料放送管理事業者経由で受信した一部の有線一般放送事業者が、訓練と表示してはいたものの、Lアラートの情報発信および受信に関する細則に反して放送
- ② Lアラート経由で受信した一部の有線一般放送事業者が、訓練と表示せずに放送

2. 誤放送の原因

- ① Lアラートの情報発信および受信に関する細則では、情報伝達者(本件では有線一般放送事業者)は、Jアラートにより訓練モードで配信された情報を実際の伝達には使用してはならないとされている。一部の有線一般放送事業者は当該規約に関する認識が十分でなかったため、利用している有料放送管理事業者からの配信情報に関する受信設定が十分でなかったこと
- ② 一部の有線一般放送事業者は、Jアラートからの発信情報に特定の単語が含まれていた場合、当該情報が訓練モードで発信されたか否かの確認を行わず、弾道ミサイルに関する情報として自動的に放送する設定としていたこと

3. 留意事項

2の原因を踏まえ、Lアラートを利用し、又は利用を予定している有線一般放送事業者においては、放送視聴者に与える影響に鑑み、今後同様の事案が生じないよう以下の点に留意すること

- ① Jアラート及びLアラートの運用指針等やその改定の内容
- ② 弾道ミサイル情報等の国民保護情報について、Lアラートを利用し、かつ、当該情報を自動的に放送する場合のシステム設定等

Lアラート 情報発信および受信に関する細則(抄)

(一般財団法人マルチメディア振興センター 平成27年12月25日改正)

第6条 1 (略)

- 2 **情報伝達者**および特定協力事業者は、**発信された情報のモードが「訓練」あるいは「テスト」である場合、その情報を実際の伝達に使用してはなりません。**ただし、訓練等において、参加する情報発信者と情報伝達者が個別にかつ明示的に、「訓練」若しくは「テスト」モードで発信された情報の地域住民への伝達について合意し、かつ、その情報を地域住民が誤って認識することがないように事前周知等の処置が講じられている場合においては、その情報の利用を妨げるものではありません。

3 (略)